

**重要な  
お知らせ**

# 契約生産者の皆様へ

新マルキン事業（肉用牛肥育経営安定特別対策事業）では  
**繁殖雌牛や種雄牛は対象となり  
ませんのでご注意ください！！**

新マルキン事業の対象となるのは「肥育牛（専ら肉量の増加を目的として飼養される牛）」です。

個体登録の申込または個体登録された牛を繁殖に仕向けた場合は、本会への「異動報告書（または削除依頼書）」の提出が必要となります。



## Q1. どうして繁殖雌牛や種雄牛は対象にならないの？

新マルキン事業は、四半期ごとに肥育牛1頭当たりの平均粗収益が平均生産コストを下回った場合、その差額の8割を肥育牛補てん金として交付し、肉用牛肥育経営の安定を図る事業です。

このため、肥育以外の目的に仕向けられた牛（繁殖雌牛や種雄牛）は補てんの対象とはなりません。

繁殖雌牛



種雄牛



（※繁殖雌牛には、搾乳牛も含まれます。）



## Q2. 繁殖雌牛や種雄牛を申し込んだ場合はどうすればいいの？

繁殖雌牛や種雄牛を誤って申し込んだことが分かった場合や、申込の後に繁殖に仕向けた場合は、速やかに本会に報告の上、**「異動報告書(または削除依頼書)」を提出してください。**

なお、これらの場合であっても、**すでに納付された生産者積立金は返金しません**(業務対象年間終了後の基金の残額の返還の対象にはなりません)。

## Q3. 繁殖に仕向けたことを報告しなかった場合はどうなるの？

販売報告のあった牛について、牛個体識別情報や種畜検査結果を基に**繁殖に仕向けられていないかを確認します。**

**繁殖に仕向けたことの報告がなく、繁殖に仕向けたことが確認された場合、補てん金交付契約を解除する場合があります。**

補てん金交付契約を解除した場合、すでに納付された生産者積立金の返金がないことに加え、業務対象年間終了後の基金の残額の返還もありません。

さらに、次の業務対象年間において、新マルキン事業等に加入できなくなる場合があります。



本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人滋賀県畜産振興協会

(電話番号：0748-33-4345)



独立行政法人農畜産業振興機構  
畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課  
(電話番号：03-3583-8630)